

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
3年－9 (3.2.26)	子育て・人財	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出について ▶陳情理由 コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われているが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務である。 しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定であるが、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」としているところを、短時間（パート）保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしている。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れない。 また、小学校においては、2021年度より順次35人学級（一般的には25人前後の学級が増える）が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題となっている。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は72年間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ない。 コロナ禍のなかで、保育所の重要性がいつそう明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっている。いまこそ国が責任をもって	鳥取の保育を考える会	不採択 (3.3.26)
		本会議(R3.3.26)委員長報告 会議録暫定版 国の新子育て安心プランにおいて、4月1日時点で待機児童が存在する市町村では、各クラスに常勤保育士1名の代わりに短時間勤務保育士2名でも可とする規制緩和がなされたが、本県では、平成18年度以降4月1日時点の待機児童は発生しておらず、現状では緩和要件を満たしておりません。 3歳児、1歳児及び4・5歳児の保育士配置基準の改善は、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に盛り込まれているものの、1歳児及び4・5歳児については公定価格に反映されていないため、県では昨年11月に国に要望を行ったところであります。 また、保育士の処遇については、子ども・子育て支援新制度開始以降、国による処遇改善が行われており、本県においても、低年齢児加配の県単補助事業について、補助単価を定期的に引き上げ、加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置を講じるとともに、さらなる処遇改善を国に要望していることから、不採択と決定をいたしました。		

福祉生活病院常任委員会・陳情

		改善をすすめることが求められている。 ▶陳情事項 鳥取県議会として、国に対し、保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--